

◆第1回運営協議会後にいただいたご意見および事務局の考え方

参考資料

	分類	意見	事務局考え方・対応
1	自立の定義	「自立」を誰でも分かる易しい言葉で注釈で説明してみても	自立の定義をわかりやすい表現に修正します。
2		自立とは、自分の暮らしを自分の力で支えること	自立の定義にある「主体的」が、「自分の力で支えること」の意味も含んでいると考えています。
3	自立の定義	自立は「一人で出来ないといけないこと」とは違う。	自立とは「無理してがんばらないといけないこと」「一人で出来ないといけないこと」ではなく、それぞれの状態に応じた目標に向けて、無理のない範囲で取り組むことであることを追記します。
4	自立の定義	自立とはがんばること？自立しづらいから介護保険を利用	自立とは「無理してがんばらないといけないこと」「一人で出来ないといけないこと」ではなく、「自分で選び、決定し、主体性をもつこと」を主旨として定義づけを行っています。 そして、状態に応じた目標に向けて、サービスや支援を受けながら、無理なく日常生活をおくっていただきたいと考えています。
5	方針の必要性	高齢者急増の時期にあたり、ケアマネジメントに関する基本方針を明確にするのは良いこと	基本方針を基に、関係者間で同じ方向性を共有する中で、適切にケアマネジメントが実施され、高齢者が守山市が目指す「自立」に近づけるよう、周知等に努めます。
6	方針の必要性	課題を抽出して具体的な目標が設定されることにより、それぞれの高齢者に対して過不足のない適正なケアが施され「自立」への意欲が助長されるのではないのでしょうか	
7	方針の必要性	介護保険制度のより良い運営、サービスの質向上を図るうえで「ケアマネジメントに係る基本方針」の策定は必要	介護保険等の公的なサービスに加え、住民の方が主体となった通いの場や生活支援等の取組を適切につなぎ合わせるためのケアマネジメントが極めて重要になります。ケアマネジメントに関わる全ての者が同じ方向性を共有し、高齢者の自立を支援し、在宅生活を継続していきたいと考えています。 この基本方針は、高齢者の在宅生活を維持・確保するための、基礎とすべきものとして位置づけていきたいと考えています。
8	方針の必要性	関係者全てが同じ方向性を共有することは一番大事なこと	
9	方針の内容	基本方針なので、文体や内容はあまり簡易なものになる必要はないと考える。	法や国の方針に基づくものは、法、国と同じ表現を、それ以外のものについては、分かりやすい表現にしています。
10	方針の内容	利用者が分かる必要もなく、もっと広範囲にビジョンを示すべき	この基本方針では、ケアマネジメントの基本方針だけでなく、守山市が目指す「自立」等の明確化しています。地域包括ケアシステムの構築に向けて、ケアマネジメントに関わる全ての方と共有を図りたいため、サービス利用者である高齢者を含め、ケアマネジャー、地域等も対象とします。

11	対象	誰に向けて発信するのか明確にしないと文言等で收拾がつかなくなるのでは。 ケアマネジメントを行う側に向けたものであれば事務局案の主旨でよいかと思う。	直接的な対象は、市(保険者)とケアマネジャーですが、ケアマネジメントに関わる全ての方に対して発信したいと考えています。 そのため、対象者ごとの役割等を明記するなど工夫した内容で整理します。
12	対象	利用者はどういう人(現にサービスを利用している人?、これからサービスを利用しようとしている人?)を指すのか	どちらも対象と考えていますことから、表現を高齢者に統一します。
13	取組体制	人は加齢に伴い病気やケガ、老化などにより、自分の思う暮らしを自分一人で支えることが難しくなる。 守山市では、そのような一人ひとりの困りごとに応じて介護サービスを利用することで、自分の満足する暮らしに近づいていけるよう願う	一人ひとりの意向等を踏まえて適切なサービスや支援を受けられるよう、基本方針、役割の項目で「本人や家族の意向を踏まえること」を明記します。
14	取組体制	「できないことは手伝って」と言える老後に	地域での支え合いを推進する内容を追記します。
15	取組体制	当事者(介護者や本人)が意見を言える会が必要	意見交換、悩みを共有できる場づくりの必要性について記載します。
16	取組体制	自治会には、健康福祉部会が設置されていることも視野に入れてほしい。	基本方針に合わせて作成するマニュアルにおいて、自治会との関わり、その中でも健康福祉部会についても触れさせていただきます
17	取組体制	近年予測できない事態(自然災害、コロナ等)も視点にいれておくことも必要	災害、感染症に対する備えは必要であることから、必要な事項について追記します。
18	取組体制	自治会等地域の関係者との連携の強化とはどのようなプロセスになるのか	ケアマネジャーが地域の高齢者支援に係る取組を把握できる仕組みづくりを行い、地域の取組がケアプランに位置付けられた場合には、ケアマネジャー等関係者と目標を共有した上で、高齢者の支援を行うことを想定しています。
19	取組体制	相談対応等で、プライバシー、地域内の人間関係等の問題もあり十分に検討すべき。ただ介護予防等の活動は十分に連携が図れる。	相談対応については、個人情報であることから、地域包括支援センターを中心に慎重に行います。
20	表現	短い文で分かりやすく伝える。(絵、イラストも利用)	出来る限りわかりやすい表現に修正します。 イラストについては、最終的な構成や表現が固まった段階で、挿入します。
21	表現	自立を自律にすると意味が違ってしまう。	介護保険法に基づき、「自立」という標記で統一しています。
22	表現	言葉の繰り返しはそれだけポイントを示して協調されているということ	重要な文言は、頻出することになりますが、過度にはならないように配慮します。
23	表現	高齢者にも理解しやすい文章をお願いしたい。	読んだ方に理解をいただけるよう、可能な限り解り易い表現となるよう修正しました。
24	表現	同じ文言・難しい用語は十分意識して、利用者や地域住民目線で分かりやすくまとめることが必要	出来る限りわかりやすい表現に修正しました。 イラストについては、最終的な構成や表現が固まった段階で、挿入していきます。
25	表現	利用者がサービスを受ける上での手順(プロセス)もイラストを入れる等の工夫も必要なこと	
26	表現	介護保険法内で考えるならば、介護保険法で定義されている用語を使ったほうが良い。	法や国の方針等で使用されている表現は、そのまま使用し、説明に係る部分は分かり易い表現に修正します。

27	ケアマネジメント	利用者と事業を結びつけることがマネジメント	高齢者の意向、状態、これまでの生活の背景等を踏まえ、多様なサービス、支援の中から、本人にとって適切なサービス、支援を行えるようケアマネジメントを行うための基本となるものに、この基本方針を位置づけたいと考えています。
28	ケアマネジメント	マネジメントが事業に入ってしまう、複雑化している。	この基本方針をもとに、ケアマネジメントが適切、円滑に行われるよう、しっかりと周知していきます。
29	要望	「自立」の名のもとサービスの減少だけはしないでいただきたいと切に希望する。	本基本方針は、本人の意向等に基づき、適切なサービスや支援の利用につなげて、「自立」を実現していくためのものですので、決してサービスの減少を意図するものではありません。
30	周知方法	ロールプレイングのワークショップ(KJ法)の実施が有効では	基本方針の周知方法の具体的な検討において、参考にさせていただきます。